

福祉行政に関する諸法令及び行政通知を最新内容で集録!!



社会福祉六法

編集 社会福祉法規研究会

今年版の特色

- 「こども性暴力防止法」、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」をはじめとした実務に影響のある法令等を新規掲載!
- 「社会福祉法」、「生活保護法」、「児童福祉法」などの改正を織り込んだ最新版。

主な改正内容は裏面をご覧ください。



A5判・2分冊・ケース付・総頁5,618頁
定価8,250円(本体7,500円) 送料730円
ISBN978-4-7882-9400-4

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度の(グリーン購入法適応)を使用しております。

内容見本 (A5判縮小)

<p>一 社会福祉一般</p> <p>二 児童福祉</p> <p>三 児童基本法</p> <p>四 児童基本法</p> <p>五 児童基本法</p> <p>六 児童基本法</p> <p>七 児童基本法</p> <p>八 児童基本法</p> <p>九 児童基本法</p> <p>十 児童基本法</p> <p>十一 児童基本法</p> <p>十二 児童基本法</p> <p>十三 児童基本法</p> <p>十四 児童基本法</p> <p>十五 児童基本法</p> <p>十六 児童基本法</p> <p>十七 児童基本法</p> <p>十八 児童基本法</p> <p>十九 児童基本法</p> <p>二十 児童基本法</p> <p>二十一 児童基本法</p> <p>二十二 児童基本法</p> <p>二十三 児童基本法</p> <p>二十四 児童基本法</p> <p>二十五 児童基本法</p> <p>二十六 児童基本法</p> <p>二十七 児童基本法</p> <p>二十八 児童基本法</p> <p>二十九 児童基本法</p> <p>三十 児童基本法</p> <p>三十一 児童基本法</p> <p>三十二 児童基本法</p> <p>三十三 児童基本法</p> <p>三十四 児童基本法</p> <p>三十五 児童基本法</p> <p>三十六 児童基本法</p> <p>三十七 児童基本法</p> <p>三十八 児童基本法</p> <p>三十九 児童基本法</p> <p>四十 児童基本法</p> <p>四十一 児童基本法</p> <p>四十二 児童基本法</p> <p>四十三 児童基本法</p> <p>四十四 児童基本法</p> <p>四十五 児童基本法</p> <p>四十六 児童基本法</p> <p>四十七 児童基本法</p> <p>四十八 児童基本法</p> <p>四十九 児童基本法</p> <p>五十 児童基本法</p>	<p>第一編 社会福祉一般</p> <p>第一章 総則(第一条~第八条)</p> <p>第二章 基本理念(第九条~第十六条)</p> <p>第三章 こども政策推進会議(第十七条~第二十条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担う全体的なこどもの精神のつくり、次代の社会を担う全体的なこどもの生活の確保を目的として、こどもの健全な成長を促進し、こどもの生活の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の確保を図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、その社会の実現を目指すこととする。</p> <p>第二条 この法律は、こども政策を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども政策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども政策を総合的に推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。</p> <p>第四条 この法律において「こども政策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。</p> <p>一 新生児期、乳幼児期、学前期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健全な成長に対する支援</p> <p>二 子育てに伴う苦悩を軽減できる社会の実現に資するため、就業、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援</p> <p>三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備</p> <p>第四条 この法律は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 全てのこどもについて、個人として尊重され、扱いを受けることがないこととする。</p> <p>二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されること、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。</p> <p>三 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自らに直接関係する全の事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。</p> <p>四 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が実現されること。</p>
--	--

掲載内容

第一編 社会福祉一般

●社会福祉法

○社会福祉法施行令

○社会福祉法施行規則

○社会福祉主事養成機関等指定規則

○社会福祉主事の資格に関する科目指定

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

○国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針

○社会福祉法人会計基準

○社会福祉連携推進法人会計基準

○社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

○社会福祉法第百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件

○重層的支援体制整備事業の実施について

○社会福祉法人の認可について

○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について

○社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

○社会福祉法人会計基準の制定

に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について

○社会福祉連携推進法人の認定等について

○社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて

○社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について

○法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について

○社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について

○国又は地方公共団体以外の者から施設用地的貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

○国又は地方公共団体以外の者から施設用地的貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

○居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

○共同生活援助事業等の経営を

目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

○介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について

○介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の開始の届出等について

○不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

○社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について

○社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について

○国が所轄庁である社会福祉法人に対する指導監督の実施について

○社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について

第一編の細目次の一部を掲載し、第一編から第一四編までの細目次は省略してあります。また内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

第二編 生活保護

第三編 児童福祉

第四編 母子及び父子並びに寡婦福祉

第五編 母子保健

第六編 障害者福祉

第七編 身体障害者福祉

第八編 知的障害者福祉

第九編 精神障害者保健福祉

第十編 発達障害者支援

第十一編 老人福祉・介護保険

第十二編 困難な問題を抱える女性への支援

第十三編 消費生活協同組合

第十四編 戦傷病者戦没者遺族等の援護

令和7年版の主な改正内容

■新規登載された法令等

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律【こども性暴力防止法】
- 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
- 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について
- 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について
- 里親支援センターの設置運営について
- 妊産婦等生活援助事業の実施について

など計26件

■一部改正された法令等

- 社会福祉法・同施行令・同施行規則
- 生活困窮者自立支援法
- 生活保護法・同施行令・同施行規則
- こども基本法
- 児童福祉法・同施行令・同施行規則
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- 子ども・子育て支援法・同施行令・同施行規則
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令・同施行規則
- 介護保険法施行令・同施行規則

など計170余件